

平成20年第3回足寄町議会臨時会議事録(第2号)

平成20年5月27日(火曜日)

出席議員(15名)

1番	星 孝道君	2番	榊原 深雪君
3番	島田 政典君	4番	井脇 昌美君
5番	木村 明雄君	6番	川上 初太郎君
7番	熊澤 芳潔君	8番	高橋 幸雄君
9番	矢野 利恵子君	10番	谷口 二郎君
11番	後藤 次雄君	12番	大久保 優君
13番	高道 洋子君	14番	菊地 一将君
15番	吉田 敏男君		

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津 勝彦君
足寄町代表監査委員	星野 喜美男君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中 幸壽君
総務課長	大塚 博正君
住民課長	大竹口 暁己君

議事日程

日程第1	議案第43号	足寄町税条例の一部を改正する条例<P2>
日程第2	議案第44号	足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例<P2~P4>

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 本日開催されました第3回臨時議会に伴う、議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

本日は、昨日5月26日に文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第43号、議案第44号の審査報告を受け、審議を行います。

以上で、議会運営委員会の協議の報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議案第43号

議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第43号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長 谷口二郎君。

文教厚生常任委員会委員長（谷口二郎君） 委員会の審査報告を申し上げます。

平成20年第3回足寄町議会臨時会において付託された事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告をいたします。

事 件 名	議案第43号足寄町税条例の一部を改正する条例
審査の経過	委員会開催日 5月26日
審査の結果	原案可決

でございます。

なお、全会一致でございますので、少数意見の留保はございません。

以上のとおり報告をいたします。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第43号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第43号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号

議長（吉田敏男君） 日程第2 議案第44号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長 谷口二郎君。

文教厚生常任委員会委員長（谷口二郎君） 委員会の審査報告を申し上げます。

平成20年第3回足寄町議会臨時会において付託された事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告をいたします。

事 件 名	議案第44号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正す
-------	---------------------------

る条例

審査の経過 委員会開催日 5月26日
審査の結果 原案可決

でございます。

なお、少数意見の留保はございません。

以上で報告を終わります。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番。

9番（矢野利恵子君） 国民健康保険税の最高限度額を3万円上げて59万円にするという条例ですけれども、最高限度額の59万円を払うのは一体どういう職業かといったら農家、農業をやっているところが全体の74%を占めると。3万円上げることによって、増収するのは300万円ぐらいしかない。

そのぐらいのお金だったら、本当に要らない道路というか、要らないといったら語弊があるかもしれないけれども、それほどみんなから囁望されていないような道路に対して何億円もかけているのだったら、年間300万円ぐらい出してもいいのではないかと。

たとえほかの町村はどうあろうとも、足寄町だけは農業を守ると。そういうような形から、値上げをするということをしない方法がとれたのではないか。そういうことから、47足す12、59万円に上げるということに対して反対いたします。

これに対して、よく、修正案を出せと言われるのですけれども、修正案というのは12分の1以上の発議者がなければできない。1人ではできない。足寄町議会では、2人以上いなければ、その修正案というのは出せない。しかも、修正案を出したとしても、恐ら

く通らないだろうということが予想されることに対して、紙を無駄にし、時間を無駄にし、そういうことをするのはどうかと。

いつも8番議員さんには、そのような賛成討論の中身で言われるわけですがけれども、やはり先輩議員だったら、この議会でも先輩議員と呼べるのは、私にとって8番議員さんと14番議員さんしかいないわけですがけれども、やはり先輩議員だったら先輩議員らしく、中身に踏み込んだ賛成討論をしていただけたら いや、もし賛成討論をするならですけれども ありがたいなと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番。

11番（後藤次雄君） この問題については、5月20日の文教委員会で、住民課長のほうからきめ細かに説明されて、26日の文教委員会の中でも、さらに今までの状況、それから足寄町の考え方を含めて説明を受けて、私はこの内容で足寄町として、今、9番議員が言いましたけれども、それ以上に町長を含めて相当配慮していると思うのですよ、この件については。

そして、これは国でも決めていることですから、足寄町でどうするというのはできないような内容で、これも住民課長からそういう中身の濃い説明を受けていますので、私は、こういう配慮した提案に対しては賛成をいたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第44号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第44号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

閉会宣告

議長(吉田敏男君) これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成20年第3回足寄町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時11分 閉会

平成20年第3回足寄町議会臨時会会議録

上記のてんまつを記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員